

# わっか

鳥取市まちなか遊休不動産活用協議会  
夏  
2019 SUMMER  
WAKKA  
vol.36

アートスペース  
からふる

## contents .....

02. まちの新しい動き  
◆アートスペースからふる
04. とっとりまちづくり  
◆鳥取市まちなか遊休不動産活用  
マッチング制度  
◆空き家会議「住」報告
06. がんばる商店街  
◆鳥取太平線通り商店街振興組合
07. まちの気になるお店案内  
◆阿部珈琲・松本宇治園
08. イベント情報・レポート



ご自由  
にお取り下さい  
TakeFree



# 空き家会議「住」を3/24@に開催しました!

テーマ

動遊  
学住



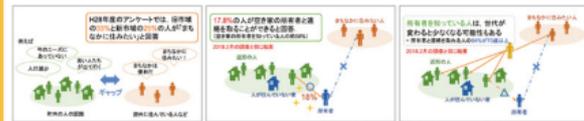
vol.4

良いキリバーンまづくり

会場：遼瀋地区公民館

これから  
まきを  
どう使う?

今回の空き家会議のテーマは「住」。鳥取市では中心市街地エリアの保川以北を居住推進ゾーンと位置づけ、まちなか居住推進のために様々な取り組みを行っています。昨年度から地域、大学と連携し、遼瀋地区にて実施した「空き家の実態調査」を鳥取大学工学部長曾我部先生に発表いただいたほか、司法書士の濱川先生からは「空き家活用にあたっての課題解決策」についてお話しいただきました。その後、実際に遼瀋地区で仕事をされたり、お住まいの方に参加いただき、「まちなかを楽しむ暮らし」についてクロストークを行いました。参加された方からは、「空き家と移住、活用希望者と結びつける仕組みを作ることが必要」「住環境が良いが、地域にキーパーソンがおりず住居費にまとまりがない」といった意見をいただきました。■「とっとリノベーション」で検索!



遼瀋地区のまちなかに住みかかっている人々は一足早い

空き家の所有者が自ら選定探すとは異なる

所有者を知っている人は高齢になってきている

地域内で空き家を知っている人、連絡をとれる人は高齢化してきているので、空き家情報をデータでまとめる必要があると思います。遼瀋地区は病院や学校が近く、住環境は良いところですよ。みんなが楽しく豊かに住める居住地として、若い方から高齢の方まで居住者を増やしていきたいと考えています。



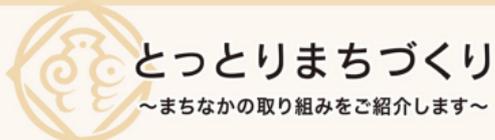
ご講演者  
たなか 清井文来さん(フリーアナウンサー)、長曾我部まどかさん(鳥取大学工学部)、  
濱川康夫さん(鳥取県司法書士会)、尾崎栄子さん(鳥取県建築士会)、中村彩彰さん(株式会社nido)

鳥取市自治体連合会  
遼瀋地区公民館  
浦木清さん

まちなか—鳥取市中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地区域内

お問い合わせ先：鳥取市都市整備部中心市街地整備課 鳥取市尚徳町116鳥取市役所本庁舎2階  
TEL:0857-20-3276 FAX:0857-20-3048 E-mail:shigaichiseibi@city.tottori.lg.jp

お気軽に  
お問い合わせ  
ください!



# とっとりまぢづくり ～まちなかの取り組みをご紹介します～

## 「鳥取市まちなか遊休不動産活用マッチング制度」を開始しました!

鳥取市では、中心市街地における遊休不動産の活用及び起業を促進することにより、中心市街地の魅力の向上及び地域課題の解決を図るため、「鳥取市まちなか遊休不動産活用マッチング制度」を開始しました。中心市街地における遊休不動産活用希望者の「遊休不動産活用希望情報」及び遊休不動産提供希望者が提供しようとする「遊休不動産情報」の登録、登録情報の公開並びにマッチングを行う制度です。 ※遊休不動産—空き家、空き店舗等建築物の空き物件及びその敷地、空き地、月極駐車場等の低未利用地

**制度の流れ**

- 1 遊休不動産を活用して事業を行うおとされる方(遊休不動産活用希望者)又は「遊休不動産を活用する事業のために遊休不動産を提供しようとする方(遊休不動産提供希望者)」に申請書を提出していただき、審査のうえ情報の登録及びウェブサイト等での公開を行います。
- 2 公開された登録情報により条件に合う遊休不動産活用希望者又は遊休不動産提供希望者が現れた場合は、双方に連絡を取り、引き合わせの場を設定します。
- 3 当事者間で交渉していただき、契約を締結された場合は、契約締結報告書を提出していただきます。



**利用の要件・留意点**

- 1 提供する遊休不動産は中心市街地の魅力向上及び地域課題の解決に寄与する事業のための活用しようとするものであること
- 2 遊休不動産を活用し、中心市街地の魅力向上及び地域課題の解決に寄与する事業であるもの
- 3 遊休不動産の活用が単に自らの居住を目的とした住居としてのみに活用でないこと。
- 4 利用目的が公序良俗に反しない、かつ法、宗教施設等でないこと。
- 5 活用する遊休不動産に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結については、市は関与しません。
- 6 物件の調査や契約交渉には専門的知識が必要で、トラブル防止のため、宅地建物取引業者へ媒介を依頼されることをおすすめします。

詳しくは鳥取市中心市街地整備課へご相談ください!

とっとりまぢづくり  
鳥取市が考えていることを取り組んでいること等を紹介します!



